

平成29年度国民健康保険特別会計3月予算総括表(案)

[歳入]

項 目	本年度 当初予算額	補正額			予算現額		
		9月	流充用	12月		3月	
01 国民健康保険税	1,883,643	0			1,883,643		
一般被保険者	現年	医療					
		支援	1,177,787			1,177,787	
		介護	416,373			416,373	
	過年	医療	166,317			166,317	
		支援	41,964			41,964	
		介護	15,904			15,904	
退職被保険者	現年	医療	6,253		6,253		
		支援	35,609		35,609		
		介護	12,482		12,482		
	過年	医療	9,349		9,349		
		支援	976		976		
		介護	328		328		
02 使用料及び手数料	1				1		
03 国庫支出金	2,172,045	0		-164,403	2,007,642		
療養給付費等負担金	現年度分	療養給付費等負担金	1,137,503			982,192	
		老人保健拠出金負担金	0			0	
	過年度分	後期高齢者医療支援金負担金	349,197		5,967	355,164	
		介護納付金負担金	146,508		-1,399	145,109	
	特定健診・保健指導負担金	9,884		-1,373	8,511		
	高額医療費共同事業負担金	普通調整	60,175		-11,423	48,752	
		特別調整	432,806			432,806	
	財政調整交付金	普通調整	26,532			26,532	
		特別調整					
	災害臨時特例補助金	0				0	
	制度関係業務準備事業費補助金	9,439			-864	8,575	
	04 療養給付費等交付金	247,307	0		-108,438	138,869	
	療養給付費等交付金	現年	247,306			-108,438	138,868
		過年	1			1	
	05 現年度分前期高齢者交付金	2,200,579			2,087	2,202,666	
	06 県支出金	529,397	0		-12,796	516,601	
	特定健診・保健指導負担金	高額医療費共同事業負担金	9,884			-1,373	8,511
		高額医療費共同事業負担金	60,175			-11,423	48,752
		財政調整交付金	415,700				415,700
	財政調整交付金	普通調整	43,638				43,638
		特別調整					
07 共同事業交付金	2,331,416	0		-96,434	2,234,982		
高額医療費共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金	135,515			37,240	172,755	
	保険財政共同安定化事業交付金	2,195,901			-133,674	2,062,227	
08 財産収入	20				20		
09 繰入金	923,178	18,614	0	4,635	-308,935	637,492	
保険基盤安定	保険税軽減	保険者支援	213,893			-7,141	206,752
		職員給与等	140,341			1,256	141,597
	助産費等	83,177	-1,187		635	82,625	
	財政安定化支援事業	33,600				33,600	
	その他一般会計繰入金	41,557				-25,661	15,896
	その他一般会計繰入金	410,610	19,801	4,000	-277,389	157,022	
	繰越金	30,000	86,568	0	0	116,568	
前年度繰越金	30,000	86,568			116,568		
11 諸収入	6,217	0	0	0	6,217		
延滞金	一般被保険者	3,000				3,000	
	退職被保険者	12				12	
過料	1				1		
雑入	第三者	一般被保険者	3,000			3,000	
		退職被保険者	200			200	
	不当利得	一般被保険者	2			2	
		退職被保険者	1			1	
	雑入	1				1	
合計	10,323,803	105,182	0	4,635	-688,919	9,744,701	

[歳出]

(単位：千円)

項 目	本年度 当初予算額	補正額			予算現額		
		9月	流充用	12月		3月	
01 総務費	137,577	-1,187	0	635	-864	136,161	
一般管理給与費	一般管理給与費	83,177	-1,187		635	-864	82,625
	一般事務費	7,500					7,500
	国保事務電算処理委託事業	16,683					16,683
	制度関係業務準備事業	9,440				-864	8,576
	計	116,800	-1,187	0	635	-864	115,384
	国民健康保険団体連合会負担金	1,255					1,255
	計	1,255	0				1,255
	賦課事業	7,320					7,320
	徴収事業(収納課)	4,147					4,147
	計	11,467	0				11,467
	国保運営協議会費	1,219					1,219
	趣旨普及費	6,836					6,836
計	8,055	0				8,055	
02 保険給付費	6,241,269	0			-484,164	5,757,105	
療養給付費	一般被保険者	5,092,165				-260,089	4,832,076
	退職被保険者	194,507				-118,507	76,000
療養費	一般被保険者	74,117				-1,617	72,500
	退職被保険者	1,941				-841	1,100
審査支払手数料	13,653					13,653	
高額療養費	一般被保険者	765,411				-74,711	690,700
	退職被保険者	40,599				-28,399	12,200
高額介護合算	一般被保険者	700					700
	退職被保険者	400					400
移送費	一般被保険者	100					100
	退職被保険者	0					0
計	6,183,593	0			-484,164	5,699,429	
出産育児一時金	50,400					50,400	
出産育児一時金支払手数料	26					26	
葬祭費	7,250					7,250	
計	57,676	0				57,676	
03 後期高齢者支援金	1,136,823	0			-3,299	1,133,524	
医療費支援金	1,136,739				-3,299	1,133,440	
事務費拠出金	84					84	
04 前期高齢者納付金	4,123	0			44	4,167	
医療費納付金	4,041				44	4,085	
事務費拠出金	82					82	
05 老人保健拠出金	44	0				44	
医療費拠出金	0					0	
事務費拠出金	44					44	
06 介護納付金	457,838	0			-4,371	453,467	
07 共同事業拠出金	2,234,827	0			-188,768	2,046,059	
高額医療費拠出金	240,703				-45,694	195,009	
高額医療費事務費拠出金	1					1	
その他共同事業拠出金	6					6	
保険財政共同安定化事業拠出金	1,994,116				-143,074	1,851,042	
保険財政共同安定化事業事務費拠出金	1					1	
08 保健事業	97,899	0			-7,497	90,402	
保健事業事務費	3,739					3,739	
人間ドック助成金	12,099					12,099	
特定健診・保健指導事業(健康推進課)	70,961				-3,479	67,482	
健康づくりチャレンジポイント事業	2,330					2,330	
データヘルス事業	477					477	
生活習慣病重症化予防事業	8,110				-4,018	4,092	
計	97,716				-7,497	90,219	
高齢者健康づくり事業(地域福祉課)	183					183	
09 保険給付費支払基金積立金	20	0				20	
10 諸支出金	10,383	106,369		4,000		120,752	
還付金(収納課)	一般被保険者	10,000			4,000	14,000	
	退職被保険者	380				380	
返還金	3	106,369				106,372	
11 予備費	3,000	0				3,000	
合計	10,323,803	105,182	0	4,635	-688,919	9,744,701	

差引収支	当初予算	補正額			予算現額	
		9月	流充用	12月		3月
	10,323,803	105,182	0	4,635	-688,919	9,744,701

平成30年度国民健康保険特別会計当初予算概要書(案)

歳入

項 目			H30予算 (千円)	H29予算 (千円)	比較	説 明																																																																																					
保 険 税	一 般	現 年 度 分	医 療	1,167,036	1,177,787	99.09	<p>◆ 国民健康保険税率(H29年度現行)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>支 援 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> <tr> <td>均 等 割</td> <td>19,500 円</td> <td>9,900 円</td> <td>12,400 円</td> </tr> <tr> <td>平 等 割</td> <td>16,000 円</td> <td>- 円</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>所 得 割</td> <td>6.9 %</td> <td>2.9 %</td> <td>2.7 %</td> </tr> <tr> <td>資 産 割</td> <td>20.0 %</td> <td>- %</td> <td>- %</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>540,000 円</td> <td>190,000 円</td> <td>160,000 円</td> </tr> </table> <p>◆ 年齢別加入者数と住民登録者数との比較(平成30年2月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>年齢区分</th> <th>国保加入者数</th> <th>住民登録者数</th> <th>加 入 率</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>0歳～6歳</td> <td>645 人</td> <td>4,037 人</td> <td>15.98 %</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7歳～15歳</td> <td>1,042</td> <td>6,086</td> <td>17.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16歳～19歳</td> <td>528</td> <td>3,127</td> <td>16.89</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20歳～39歳</td> <td>2,978</td> <td>16,915</td> <td>17.61</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40歳～64歳</td> <td>6,701</td> <td>27,117</td> <td>24.71</td> <td rowspan="3">特 対 定 象 健 診 前期高齢者</td> </tr> <tr> <td>65歳～69歳</td> <td>4,325</td> <td>6,314</td> <td>68.50</td> </tr> <tr> <td>70歳～74歳</td> <td>3,892</td> <td>4,992</td> <td>77.96</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>後期高齢者医療制度加入者</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20,111</td> <td>68,588</td> <td>29.32</td> <td></td> </tr> </table> <p>◆ 加入状況(平成30年2月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>一 般</th> <th>退 職(本人)</th> <th>退 職(家族)</th> </tr> <tr> <td>世 帯 数</td> <td>11,926 世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加 入 者 数</td> <td>20,111 人</td> <td>210 人</td> <td>54 人</td> </tr> </table>	区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分	均 等 割	19,500 円	9,900 円	12,400 円	平 等 割	16,000 円	- 円	- 円	所 得 割	6.9 %	2.9 %	2.7 %	資 産 割	20.0 %	- %	- %	賦課限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円	年齢区分	国保加入者数	住民登録者数	加 入 率	備 考	0歳～6歳	645 人	4,037 人	15.98 %		7歳～15歳	1,042	6,086	17.12		16歳～19歳	528	3,127	16.89		20歳～39歳	2,978	16,915	17.61		40歳～64歳	6,701	27,117	24.71	特 対 定 象 健 診 前期高齢者	65歳～69歳	4,325	6,314	68.50	70歳～74歳	3,892	4,992	77.96	75歳以上				後期高齢者医療制度加入者	合 計	20,111	68,588	29.32		区 分	一 般	退 職(本人)	退 職(家族)	世 帯 数	11,926 世帯			加 入 者 数	20,111 人	210 人	54 人
			区 分	医 療 分	支 援 分	介 護 分																																																																																					
			均 等 割	19,500 円	9,900 円	12,400 円																																																																																					
		平 等 割	16,000 円	- 円	- 円																																																																																						
		所 得 割	6.9 %	2.9 %	2.7 %																																																																																						
		資 産 割	20.0 %	- %	- %																																																																																						
	賦課限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円																																																																																							
	年齢区分	国保加入者数	住民登録者数	加 入 率	備 考																																																																																						
	0歳～6歳	645 人	4,037 人	15.98 %																																																																																							
	7歳～15歳	1,042	6,086	17.12																																																																																							
	16歳～19歳	528	3,127	16.89																																																																																							
	20歳～39歳	2,978	16,915	17.61																																																																																							
40歳～64歳	6,701	27,117	24.71	特 対 定 象 健 診 前期高齢者																																																																																							
65歳～69歳	4,325	6,314	68.50																																																																																								
70歳～74歳	3,892	4,992	77.96																																																																																								
75歳以上				後期高齢者医療制度加入者																																																																																							
合 計	20,111	68,588	29.32																																																																																								
区 分	一 般	退 職(本人)	退 職(家族)																																																																																								
世 帯 数	11,926 世帯																																																																																										
加 入 者 数	20,111 人	210 人	54 人																																																																																								
退 職	現 年 度 分	医 療	5,942	35,609	16.69																																																																																						
		支 援	2,082	12,482	16.68																																																																																						
		介 護	1,953	9,349	20.89																																																																																						
	過 年 度 分	医 療	945	976	96.82																																																																																						
		支 援	318	328	96.95																																																																																						
		介 護	346	301	114.95																																																																																						
使 用 料 及 び 手 数 料				1		【見直しにより削除】																																																																																					
国庫支出金	療養給付費等負担金			1,137,504		【広域化に伴い県へ移管】 一般被保険者の療養給付費・療養費・高額療養費の費用額、後期高齢者支援金・老人保健医療費拠出金・介護納付金に対して、定率(32%)を負担 高額な医療費の増加により、保険者の負担を緩和するための共同事業。保険者が拠出する費用額の1/4を負担 特定健康診査等の健診料に対して、基準単価の1/3を負担 療養給付費等に対して9%を補助するもの 保険者の事務費的な負担増に対し補助するもの H30年の国保広域化準備費用に対する補助金【H29年度事業完了】 東日本大震災の被災者が避難先で国保加入している場合に、その医療費を補助するもの																																																																																					
	後期高齢者支援金負担金			349,197																																																																																							
	老人保健医療費拠出金等負担金			0																																																																																							
	介護納付金負担金			146,508																																																																																							
	高額医療費共同事業負担金			60,175																																																																																							
	特定健診・保健指導負担金			9,884																																																																																							
	財政調整交付金	普通調整交付金		432,806																																																																																							
		特別調整交付金		26,532																																																																																							
	制度関係業務準備事業費補助金			9,439																																																																																							
	災害臨時特例補助金			1																																																																																							
療 給 付 費 等 交 付 金				247,307		【広域化に伴い県へ移管】 退職被保険者の療養給付費・療養費・高額療養費に対して、費用額から保険税額を控除した全額を交付 65歳以上(退職被保険者を除く)の被保険者に関する医療費に対して、加入者割合や費用額等により交付 高額な医療費の保険者負担を緩和するための共同事業 特定健康診査等の健診料に対して、基準額の1/3を負担 療養給付費等に対して9%を補助 保険者の事務費的な負担増に対し補助 【新規】広域化に伴い、市が支払う保険給付費は原則として、この保険給付費交付金(普通交付金)として交付される 【新規】広域化に伴い、これまで国や県から支出されていた交付金は、この保険給付費交付金(特別交付金)として交付される 【広域化に伴い廃止】県内各保険者の拠出金から高額な医療費の発生件数等に応じて交付																																																																																					
前 期 高 齢 者 交 付 金				2,200,579																																																																																							
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金			60,175																																																																																							
	特定健診・保健指導負担金			9,884																																																																																							
	財政調整交付金	普通調整交付金		415,700																																																																																							
		特別調整交付金		43,638																																																																																							
	保険給付費等交付金	普通交付金		5,432,142																																																																																							
特別交付金			89,254																																																																																								
共同事業交付金	高額医療費共同事業			135,515																																																																																							
	保険財政共同安定化事業			2,195,901																																																																																							
財 産 収 入			1	20	5.00	本庄市国民健康保険財政調整基金(名称変更)の利子																																																																																					
繰 入 金	保 険 基 盤 安 定	保 険 税 軽 減 分	186,877	213,893	87.37	低所得者等の軽減額(7割・5割・2割)に対して、県が3/4を補助																																																																																					
		保 険 者 支 援 分	127,985	140,341	91.20	保険税軽減対象者の税の一定割合を公費補填するもの																																																																																					
	職 員 給 与 費 等		129,122	83,177	155.24	国保事務に従事する職員(13人分)の給与等の繰入金																																																																																					
	助 産 費 等		33,600	33,600	100.00	出産育児一時金の42万円の2/3の金額																																																																																					
	財 政 安 定 化 支 援 事 業		19,870	41,557	47.81	低所得者や高齢者の比率、病床過剰等の保険者に対する支援としての繰入金																																																																																					
そ の 他 一 般 会 計		7,000	410,610	1.70	保険給付費交付金で交付されない保険給付費があった場合等の法定外繰入金																																																																																						
繰 越 金			1	30,000	0.00	前年度繰越金																																																																																					
諸 収 入			6,829	6,217	109.84	延滞金・第三者行為求償金・不当利得返還金等																																																																																					
歳 入 総 額			7,846,101	10,323,803	76.00																																																																																						

歳出

項 目		H30予算 (千円)	H29予算 (千円)	比較	説 明	
総 務 費	一般管理費	一般管理給与費	81,851	83,177	98.41	国保事務に従事する職員の給与費
		一般事務費	8,063	7,500	107.51	事務的な経費等
		国保事務電算処理委託事業	19,101	16,683	114.49	国保事務に関するシステムの委託料等
		制度関係業務準備事業		9,440		H30年の国保広域化準備のためのシステム改修費【H29年度事業完了】
	国民健康保険団体連合会負担金	1,269	1,255	101.12	国民健康保険団体連合会に対する負担金	
	賦課事業	7,592	7,320	103.72	国保税の賦課に関する委託料、郵送料等	
	徴収事業	4,157	4,147	100.24	国保税の徴収に関する委託料、郵送料等	
	国民健康保険運営協議会事務費	727	1,219	59.64	運営協議会委員の報酬、費用弁償、国保協議会への負担金等	
趣旨普及費	6,362	6,836	93.07	国保制度の普及・啓発のためのパンフレットの購入、保険証の郵送料等		
保険給付費	療養給付費	一般被保険者	4,676,070	5,092,165	91.83	被保険者に係る医療費及び調剤等（現物給付）
		退職被保険者	27,740	194,507	14.26	
	療養費	一般被保険者	65,223	74,117	88.00	被保険者に係る柔道整復、治療用装具等（現金給付）
		退職被保険者	354	1,941	18.24	
	審査支払手数料	13,182	13,653	96.55	レセプトの審査支払手数料及び電算処理システム手数料	
	高額療養費	一般被保険者	650,891	765,411	85.04	一定の自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額療養費として給付
		退職被保険者	4,482	40,599	11.04	
	高額介護合算療養費	一般被保険者	700	700	100.00	世帯内で、国保・介護保険から給付を受けることにより、それぞれの自己負担額の合計が一定額を超えたときに、高額介護合算療養費として給付
	療養費	退職被保険者	400	400	100.00	
	移送費		100	100	100.00	医療の一環としての転院等により、搬送車や移送車等の利用が必要とされた場合に給付
	出産育児一時金		50,400	50,400	100.00	1児につき40万4千円（産科医料補償制度加入の医療機関等は42万円）を給付
	出産育児一時金支払手数料		26	26	100.00	直接払い制度における支払手数料。1件210円
葬祭費		7,250	7,250	100.00	被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に5万円を給付	
後期高齢者支援金	医療費		1,136,739		【広域化に伴い県へ移管】 後期高齢者医療制度に対して、現役世代からの支援金として拠出	
	事務費		84			
前期高齢者納付金	医療費		4,041		前期高齢者（65歳以上の被保険者）の医療費のため、各保険者が納付金として拠出。（※対して、加入者割合や要した医療費等により「前期高齢者交付金」が交付される。）	
	事務費		82			
老人保健拠出金	事務費		44		老人保健の精算のための事務費	
介護納付金			457,838		介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料を保険税の介護分として徴収し、納付金として拠出	
国保事業費納付金	医療分	一般被保険者	1,417,096		【新規】広域化に伴い、国保の安定的な財政運営を図るために必要な費用として、市町村が埼玉県へ納付するもの	
		退職被保険者	6,679			
	後期支援分	一般被保険者	501,468			
		退職被保険者	2,356			
介護納付金分		179,867				
共同事業拠出金	高額医療費		240,704		【広域化に伴い廃止】県内の各保険者に高額な医療費が発生したときに対応するための拠出金	
	保険財政共同安定化事業		1,994,117			
	その他共同事業拠出金	6	6	100.00		退職者医療共同事業
保健事業	特定健診・保険指導事業費	70,807	70,961	99.78	40歳以上の被保険者を対象に実施する特定健康診査・保健指導に要する費用で、多くは健診に係る委託料	
	保健事業事務費	3,739	3,739	100.00	主に、医療費適正化の一環として実施している医療費通知（4・7・10・1月）に要する郵送料	
	人間ドック助成金	12,099	12,099	100.00	疾病の早期発見・早期治療に資するため、被保険者が人間ドックを受検した場合に、20,000円を限度額として助成	
	健康づくりチャレンジポイント事業	2,507	2,330	107.60	健康管理・健康増進を図り、健康寿命の延伸・医療費の抑制につなげるためのポイント制度（※H27より制度開始）	
	データヘルス事業	477	477	100.00	データヘルス計画に基づく受診勧奨事業	
	生活習慣病重症化予防事業	5,670	8,110	69.91	生活習慣病の重症化を予防するために行う受診勧奨及び保健指導事業	
高齢者健康づくり事業		183		【事業見直しによる廃止】健康の維持増進及び生きがいづくりのため、高齢者を対象にレクリエーションやスポーツ大会等を開催		
国保財政調整基金積立金		8	20	40.00	本庄市国民健康保険財政調整基金（名称変更）への積立金	
諸支出金		14,382	10,383	138.51	保険税の還付金、国庫・基金等の返還金	
予備費		3,000	3,000	100.00	予備費	

歳出総額	7,846,101	10,323,803	76.00
------	-----------	------------	-------

本庄市国民健康保険給付費支払基金条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○<u>本庄市国民健康保険給付費支払基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の保険給付費支払の不足に充当するため本庄市国民健康保険給付費支払基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計_____の定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も<u>_____</u> 確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>○<u>本庄市国民健康保険財政調整基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本庄市の国民健康保険の健全な運営を図るため本庄市国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計<u>歳入歳出予算</u>の定めるところによる。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、<u>最も</u> 確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>第4条～第7条 略</p>

本庄市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>○本庄市国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>市が行う国民健康保険</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 <u>市が行う国民健康保険</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>本庄市国民健康保険運営協議会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(以下「協議会」という。)の委員</p> <p>の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第3条～第15条 略</p>	<p>○本庄市国民健康保険条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u> (第1条)</p> <p>第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第8章 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項の規定に基づき設置する本庄市国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員</p> <p>の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第3条～第15条 略</p>

本庄市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p>	<p>○本庄市国民健康保険税条例</p> <p>第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、埼玉県(以下「県」という。))の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)</u>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p>

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)
につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)
に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者 _____
_____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法 _____

2 前項 _____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項 _____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項 _____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条～第5条 略

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法 昭和33年法律第192

号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 16,000円

(2)・(3) 略

第6条～第27条 略

—第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 16,000円

(2)・(3) 略

第6条～第27条 略